

敬愛大学における公的研究費の運営・管理に関わる規程

第1章 大学内における責任体系について

第1条 この規程は、公的機関より競争的研究資金等を受けたことに関わる管理・監査を規定し、公的研究費が適正かつ円滑に運用されることを目的とする。

第2条 学長は、最高管理責任者として、大学全体を統括し、競争的研究資金等の運営・管理について最終責任を負う。

第3条 大学事務局長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、競争的研究資金等の運営・管理について、大学全体を統括し、実質的な責任と権限を持つ。その職名は公開する。

第4条 各学部長は、コンプライアンス責任者として、統括管理責任者の指示の下、次の役割を担うものとする。その職名は公開する。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて指導する。

第5条 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス責任者が、責任を持って競争的研究資金等の運営・管理が行えるよう、適切に指示する。

第6条 競争的資金等に係る不正使用が生じた場合には、最高管理責任者および統括管理責任者は、学校法人千葉敬愛学園就業規則による懲戒条項の適用を受ける。

第2章 適正な運営・管理の基盤となる環境整備について

第7条 競争的研究資金等に関わる事務手続きについては、明確かつ統一的に運用し、すべての研究者及び事務職員に、分かりやすいものとする。

第8条 最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者は、規程と運用の実態が、乖離していないかを常時点検し、適切な管理が行えるよう、必要に応じて、規定を見直すよう指示する。

第9条 事務手続きに関する機関内外からの相談窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。

第10条 競争的研究資金等に関わる事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任を明確に定める。

第11条 決裁は、職務権限に応じて、明確に行われる。

第12条 競争的研究資金等に不正運用に関わる調査の手続き等は、別途定める。

第13条 競争的研究資金等の不正運用に関わる懲戒の種類及びその適用に必要な手続きは、学校法人千葉敬愛学園就業規則に則って対処される。

第3章 不正防止計画の推進について

第14条 大学全体の観点から不正防止計画の推進をする部署を、防止計画推進部署として設置する。

第4章 研究費の適正な運営・管理活動について

第15条 競争的資金の運営管理に関わる全ての構成員は、適正使用に係る次の事項を記載した誓約書（第1号様式）を大学に提出する。

- (1) 研究に係る本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 本学の規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

第16条 発注・検収業務について、当事者以外による点検は、大学運営室が行う。

第17条 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、常務理事会が調査結果に基づいて決する。

第18条 1件又は1組500,000円以上の物品の購入 又は取引等を行った業者については、公的研究費の 適正使用に係る所定の誓約書（第2号様式）を申し受ける。

第5章 競争的研究資金等に関わる情報の伝達について

第19条 競争的研究資金等の使用に関わる規定について、大学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

第20条 競争的研究資金等の不正使用に関わる大学内外からの通報及び告発についての窓口を「敬愛大学における公的研究費の運営・管理に関わる通報及び告発に係わる窓口に関する規程」第2条に定めるところにより設置する。

第21条 競争的研究資金等の不正使用に関わる情報、最高管理責任者に伝わる体制を構築する。

第22条 研究者及び事務職員が大学の定める行動規範や競争的研究資金等に関わる規定についての理解を促進する。

第6章 モニタリングの整備促進について

第23条 競争的研究資金等の適正な管理のために、大学全体の視点からのモニタリング及び監査の制度を適切に機能させる。

第24条 内部監査の部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する点検および体制の不備の検証も行う。

第25条 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織とし、必要な権限を付与する。

第26条 内部監査部門は、防止計画推進部署との連携を強化し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。

第7章 規程の改廃について

第27条 この規程の改廃は、大学評議会及び教授会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 第8条の規定による「相談窓口」と第16条の規定による「相談を受け付ける窓口」は、当面、事務部総務課とする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 第9条の規定による「相談窓口」は、大学運営室とする。
- 3 第14条の規定による「防止計画推進部署」は、学校法人千葉敬愛学園法人運営室とする。

第2号様式（第18条関係）

敬愛大学 学長 殿

弊社は、貴学の研究者による公的研究費の執行に伴う取引について、下記の事項を遵守のうえ取引に係る業務を行うことを誓約致します。

1. 貴学が定める諸規則等を遵守し不正に関与しないこと。
2. 貴学が行う内部監査、その他の公的調査等において取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 研究費の執行に係る構成員から不正な行為の依頼等があったときには通報すること。

平成 年 月 日

会社名 職・氏名等